

第三者行為による傷病について

●保険診療が可能です

交通事故や傷害事故など、他人からけがをさせられて治療を受ける場合にも、お届けにより国民健康保険を使うことができます。ただし、加害者が医療費の全額をすぐに負担するようなどきにはできません。

●医療費の負担は？

第三者行為による傷病については、本来加害者（相手方）が医療費を負担すべきものです。したがって、国民健康保険を使って治療を受けた場合、医療費の7割分（8割分）については、目黒区が立て替えをすることになります。

この立て替え分については、治療終了後に過失割合に応じて加害者に請求することになります。

●国民健康保険への届出書類

第三者行為による傷病で、国民健康保険を使って治療を受けている方、これから受けようとする方は、必ず次の書類をお出してください。

①第三者行為による傷病届

②念書

目黒区が被害者に代わって、保険給付の額を限度として損害賠償請求権を取得し、これを行わせることにご同意いただく書類です。

③事故発生状況報告書

④交通事故証明書（交通事故の場合と必要となります）

請求用紙は警察にあります。（加害者が任意保険使用の場合は写しても可）

●示談について

これまでに保険診療をしている医療費の7割（8割）分については、すでに損害賠償請求権を目黒区が取得しているため、今後、加害者と被害者で示談にすることはできません（目黒区の損害賠償請求権について、断りなく示談をした場合は、被害者に医療費の7割（8割）分を請求します）

すでに示談が成立している場合には、示談解決書を添付してください。

届出後、示談が成立した場合は内容を確認させていただきますのでご連絡ください。

●お願い

治療が終了しましたら、電話にてその旨をお知らせください。

<お問い合わせ>

目黒区役所国保年金課給付係

03 (5722) 9811 第三者行為担当